

秋田県障害福祉団体連合会規約

(名称)

第1条 この会は、秋田県障害福祉団体連合会（以下「連合会」と言う）と称する

(目的)

第2条 連合会は秋田県内における大災害時、非常時対応及び県外からの支援協力窓口として各障害福祉団体が一つになり連携、強化を図ることを目的とする

(組織)

第3条 連合会の会員は、別表に掲げる団体ほか、本会の目的に賛同しかつ会長が認めた団体をもって構成する

(役員及び委員)

第4条 連合会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名

2 役員とは各会員団体の代表者とする

(役員の責務)

第5条 会長は連合会を代表し、会務を統括する

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- 3 事務局長は会の運営に関わる事務的業務の一切を行う

(役員の任期)

第6条

役員の任期は2年とする

(事業)

第7条 連合会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 大災害時、非常時における支援対応、県外からの支援協力の窓口となる
(被災地における復興は相当の期間と困難が生じると思われる
我々、障害福祉各団体にとってはその専門性と業務活動においても
被災地の早期復興の推進は喫緊の課題でもある
一日も早い被災地復興の推進、業務の円滑な遂行のために障害別、
地域別、入通所、在宅別枠を越えて障害者の生活確保ための情報収集、
支援体制の調整等必要な対応を図ることとする)
 - イ・被災障害者の個別支援
 - ロ・被災された障害関係事業所等の支援
 - ハ・県内の相談支援ネットワークを通じた相談支援事業
 - 二・全国各地の団体や個人とのネットワークを構築した被災障害者の
支援
 - ホ・被災障害者の支援に関わるその他の事業
- (2) 障害者の安心・安全を目的とした各種署名活動等における連携・協力
要望書等の提出については各団体連名とする
 - (3) 定期的な意見交換会
 - (4) その他目的達成に必要な事項

(財源)

第8条 経費は各団体負担とし年会費1万円とする

(但し、緊急事態発生時には会議にて決議)

(会議及び委員会)

第9条 会議等は会長が招集する

- 2 会議の議長は会長をもって充てる
- 3 毎年度6月に定例会を招集する(役員改選等)
- 4 事業執行の具体化を図る為、委員会を設けることができる
委員は各会員団体からの推薦によるものとする

(事務局)

第10条 事業の円滑な運営を図るため連合会に事務局を置く

2 事務局は事務局長の属する事務局に置く

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は会長が別途に定める

2 毎会計・事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする

附則

この規約は平成23年10月3日から施行する

初年度の役員任期 平成23年10月3日～平成25年3月31日

会費徴収は平成24年度より実施

別表 第3条

秋田県知的障害者福祉協会	秋田県手をつなぐ育成会
秋田県社会就労センター協議会	秋田県障害福祉協議会
きょうされん秋田	秋田県重症心身障害児（者）を守る会

平成23年度～平成24年度役員

秋田県障害福祉団体連合会

会長 谷内 和夫 (秋田県手をつなぐ育成会 会長)
副会長 三浦 憲一 (秋田県知的障害者福祉協会 会長)
副会長 桜田 星宏 (秋田県社会就労センター協議会 会長)
副会長 石川 悦郎 (秋田県障害福祉協議会 会長)
副会長 鈴木セイ子 (秋田県重症心身障害児（者）を守る会会長)
事務局長 澤田 修明 (きょうされん秋田 全国理事)